

経済産業省 知的財産政策室 Instagram投稿 まとめ集



不正競争防止法

経済産業省 知財室



もうけの花道

↑Instagramは[こちら](#)からご覧いただけます！

■ 混同惹起 (第2条第1項第1号)

①

不正競争防止法

不正競争行為について①

～混同惹起～

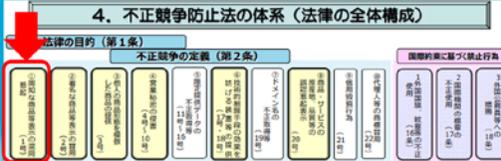


みなさん、こんにちは！
今回から、不正競争行為の詳細について
ご紹介していきます！

もろ花道

②

周知な商品等表示の
混同惹起行為 (第2条第1項第1号)



今回は第2条第1項第1号に規定されている
不正競争行為についてご紹介します！
※以後、「1号」と表記させていただきます。

③

こんどうじゃっき・・・？
なんだか難しい言葉じゃのう。



社長！これから分かりやすく
お伝えしますので大丈夫です！

おお、頼むよ！



④

あの料理店の
有名な動く看板をマネして、
自社の看板としてそっくりの
看板を使ってしまう。



不競法違反
となる可能性があります！



素敵な看板だなと思っても
ほかの料理店と混同してしまうような
モノマネはいけません！

⑤



他人の商品・営業の表示として
広く認識されているものの、
名称や容器・包装、商品の形態を
マネして混同を生じさせる行為が
対象となります！

誰かが先に使っていたら
「紅いもタルト」や「幕の内弁当」
も使ったらだめ、ということか。



安心して下さい、社長！
普通名称や慣用表示には
適用されないことになっています。

⑥

要注意！

分かりやすくお伝えするために
非常に簡易なご紹介となっております。

要件の詳細や、適用除外の
詳細は不競法テキストや
逐条解説をご確認ください。
(テキスト対象ページ P12～)



不競法テキストや逐条解説では
事例も紹介しておりますので、
是非ご活用ください！

⑦



【不正競争行為について】

皆さんこんにちは！

今回から、不正競争防止法で“不正競争”と位置づけている行為の詳細について紹介していきます。

今回は第2条第1項第1号に規定されている不正競争行為についてご紹介します。

本号では、他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為を不正競争行為と定めています。

不競法テキストや逐条解説では、要件の詳細や事例も紹介しており、HPからダウンロードいただけます！プロフィール欄にURLを貼っておりますので、そちらからHPをご覧ください。

メールで依頼いただければ送付することも可能です。（逐条解説を除く。送付の場合、送料をご負担いただきますのでご了承ください。）

フォローやいいね、いただけましたら担当一同喜びますので、是非宜しくお願いします！

イラスト提供（中国経済産業局 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>）

■著名表示冒用（第2条第1項第2号）

①

不正競争防止法

不正競争行為について②

～著名表示冒用～



みなさん、こんにちは！
今回も、不正競争行為の詳細について
ご紹介していきます！

もっちゃん花道

②

著名な商品等表示の
冒用行為（第2条第1項第2号）



今回は第2条第1項第2号に規定されている
不正競争行為についてご紹介します！
※以後、「2号」と表記させていただきます。

③

ぼうようこうい・・・？
あまり聞かない言葉じゃのう。



社長！これから分かりやすく
お伝えしますので大丈夫です！

おお、頼むよ！



④

皆が知っている
ブランドと同じ名前の
カフェをオープンしてしまおう。



不競法違反
となる可能性があります！



有名ブランドの名前を
勝手に使っちゃダメですよ！

⑤



他人の商品・商品等表示として
著名なものを、自己の商品・営業の
表示として使用する行為が対象とな
ります！

う～ん、洋服のブランドと飲食店
じゃ、ライバルにあたらなと思う
がのう。



いえ、社長！混同を生じていなくても、
ブランドイメージが汚染されたり、
顧客吸引力の不当な利用にあたる
可能性があるのです。

⑥

なるほど！
じゃあ、ワシの名前の有名ブラン
ドができてしまったら、「のんき
社長喫茶」は店名を変えないと
いけないのかね。



安心して下さい、社長！
相手のブランドが著名になる
前からの、不正の目的でない使用は
引き続き大丈夫です！

おお、それは安心した！



⑦

要注意！

分かりやすくお伝えするために
非常に簡易なご紹介となっております。

要件の詳細や、適用除外の
詳細は不競法テキストや
逐条解説をご確認ください。

(テキスト対象ページ P14~)



不競法テキストや逐条解説では
事例も紹介しておりますので、
是非ご利用ください。

⑧



不競法テキストや逐条解説は
HPでも公開しています！

送料はかかってしまいますが、
郵送※の依頼も受け付けています！
お気軽にご相談くださいね。

※逐条解説を除く。

HPへのURLは
プロフィール欄を見てください。

次回も引き続き不正競争行為の
詳細について紹介していくぞ。



【不正競争行為について】

皆さんこんにちは！

今回も、不正競争防止法で“不正競争”と位置づけている行為の詳細について紹介していきます。

今回は第2条第1項第2号に規定されている不正競争行為についてご紹介します。

本号では、他人の商品・営業の表示（商品等表示）として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為を不正競争行為と定めています。

不競法テキストや逐条解説では、要件の詳細や事例も紹介しており、HPからダウンロードいただけます！プロフィール欄にURLを貼っておりますので、そちらからHPをご覧ください。

メールで依頼いただければ送付することも可能です。（逐条解説を除く。送付の場合、送料をご負担いただきますのでご了承ください。）

フォローやいいね、いただけましたら担当一同喜びますので、是非宜しくお願いします！

イラスト提供（中国経済産業局 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>）

■混同惹起（第2条第1項第1号）と著名表示冒用（第2条第1項第2号）の違い

①

不正競争防止法

不正競争行為について③

～混同惹起と著名表示冒用の違い～

みなさん、こんにちは！
今回も、不正競争行為の詳細についてご紹介していきます！

むすも 花道

②

第1号と第2号の比較

4. 不正競争防止法の体系（法律の全体構成）

の目的（第1条）

不正競争の定義（第2条）

国際的取引に基づく禁止行為

今回は前回、前前回にご紹介した第2条第1項第1号と第2号の違いについてご紹介します！
※以後、「1号」「2号」と表記させていただきます。

③

イメージは掴めてきたが、1号と2号の違いがいまいちよく分かんないの。

大丈夫です、社長！1号と2号の違いについて分かりやすく説明します！

おお、頼むよ！

④

構成要件の比較①

商品等表示の知名度・認知度

1号 → 需用者の間で広く知られている

2号 → 全国的に需用者以外にも広く知られている

1号は全国ではなく、一地方で広く知られていても足りませんが、2号は世間一般に知られている必要があります！

⑤

構成要件の比較②

混同惹起行為の要否

1号 → 混同惹起行為が必要

2号 → 混同惹起行為は必要無い

1号の混同は、現に発生している必要は無く、混同が生じるおそれがあれば足りるんですよ！

⑥

なるほど。なんとなく分かったが、一覧になっていたりと見やすいいんだがう。

社長！テキストでは以下のように一覧で見やすくなっているので、是非チェックしてみてください！

	商品等表示の知名度・認知度	商品等表示の類似	混同行為の発生	不正とされる行為の態様	
1号	需用者の間で広く知られている <周知>	同一又は類似	○	-	使用、使用した商品を提供、引き渡し、譲渡又は引渡しの際に提示、輸入、電気通信回線を通じて提供
2号	全国的に需用者以外にも広く知られている <著名>	類似	×	「自己の商品等表示として」、右記の行為をする必要	

⑦

要注意！

分かりやすくお伝えするために
非常に簡易なご紹介となっております。

要件の詳細や、適用除外の
詳細は不競争テキストや
逐条解説をご確認ください。

(テキスト対象ページ P17)



不競争テキストや逐条解説では
さらに詳しく紹介しておりますので、
是非ご利用ください。

⑧



不競争テキストや逐条解説は
HPでも公開しています！

送料はかかってしまいますが、
郵送※の依頼も受け付けています！
お気軽にご相談くださいね。

※逐条解説を除く。

HPへのURLは
プロフィール欄を見ておくれ。

次回も引き続き不正競争行為の
詳細について紹介していくぞ。



【不正競争行為について】
皆さんこんにちは！

今回も、不正競争防止法で“不正競争”と位置づけている行為の詳細について紹介していきます。

今回は前回、前前回にご紹介した第2条第1項第1号と第2号の違いについてご紹介します。

第1号と第2号は商品等表示の範囲は「同一又は類似」と同じですが、知名度・認知度の程度や混同惹起行為の要否等が異なります。

不競争テキストでは、構成要件の比較が一覧にまとまっており、HPからダウンロードいただけます！プロフィール欄にURLを貼っておりますので、そちらからHPをご覧ください。

メールで依頼いただければ送付することも可能です。（逐条解説を除く。送付の場合、送料をご負担いただきますのでご了承ください。）

フォローやいいね、いただけましたら担当一同喜びますので、是非宜しくお願いします！
イラスト提供（中国経済産業局 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>）

■ 形態模倣（第2条第1項第3号）

①

不正競争防止法

不正競争行為について④

～形態模倣商品の提供～



もりの花道

みなさん、こんにちは！
今回も、不正競争行為の詳細について
ご紹介していきます！

④

他社の商品の
そっくり品を売ってしまおう。



不競法違反
となる可能性があります！



正規品

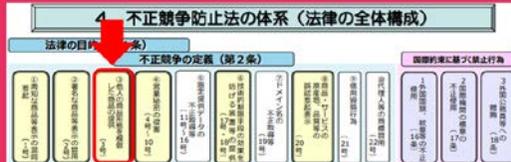


類似品

いくら素敵だからって、そっくりそのまま
マネした商品を売っちゃダメですよ！

②

他人の商品形態を模倣した
商品の提供行為（第2条第1項第3号）

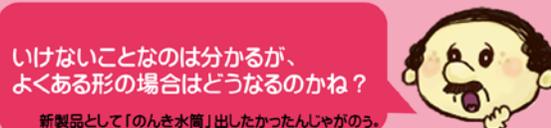


今回は第2条第1項第3号に規定されている
不正競争行為についてご紹介します！
※以後、「3号」と表記させていただきます。

⑤



他人の商品の形態を模倣した商品を、
譲渡等する行為が対象となります！



いけないことなのは分かるが、
よくある形の場合はどうなるのかな？
新製品として「のんき水筒」出したかつんじゃがのう。



大丈夫です、社長！
商品の機能を確保するために不可欠
な形態については対象外です。
一般的な水筒の形であれば問題無いですよ！

③

意匠登録がされていないかは
確認しているが、また別なのかな？



社長！これから分かりやすく
お伝えしますので大丈夫です！



おお、頼むよ！

⑥

意匠法とは何が違うのかな？



大きな違いのひとつは、
意匠法は特許庁による審査・登録が
必要ですが、不競法は登録は不要
なところですよ。

意匠法は「意匠権」の付与により
保護していますが、不競法は模倣品の
譲渡行為を「不正競争」として禁止する
ことで保護しています。

意匠権を取得している時間がない場合でも、販売から3年以内
であれば、不競法による保護を受けられる可能性があるんです！

■ 営業秘密（第2条第1項第4号～第10号）

①

不正競争防止法

不正競争行為について⑤

～営業秘密の侵害～



みなさん、こんにちは！
今回も、不正競争行為の詳細について
ご紹介していきます！

もりの花道

②

営業秘密の侵害
(第2条第1項第4号～第10号)

4. 不正競争防止法の体系（法律の全体構成）



今回は第2条第1項第4号～第10号に
規定されている不正競争行為について
ご紹介します！

③

会社の秘密だったら全て
「営業秘密」にあたるのかね？



社長！必ずしもそうではないの
です！これから分かりやすく
お伝えしますので大丈夫です！

おお、頼むよ！



④

前の会社の顧客名簿を
持ち出して
転職先でも使ってしまう

↓

不競法違反
となる可能性があります！



顧客名簿が「営業秘密」として
認められた場合、不正競争行為に
あたる可能性があります！

⑤

「営業秘密」とは、以下の
3つの要件を満たしたもの

- ①秘密として管理されていること
- ②有用な技術上又は営業上の
情報であること
- ③公然と知られていないこと



上記の3要件を満たせば、
ノウハウや営業の対応マニュアル等も
営業秘密に該当する可能性があります！

⑥

「営業秘密」を不正に取得し、自ら使
用し、第三者に開示する行為等が
不正競争となります！

法律の保護はうけたいが、
「秘密として管理していること」って
大変そうじゃな・・・。

最新のセキュリティシステムの導入を検討せねば。



大丈夫です、社長！
企業の実態・規模等に応じた
合理的な手段で良いのです！
ポイントは、「情報に触れた人が
営業秘密と認識できるか」なのです！

最新システムの導入が必須ではないのですよ！



⑦

情報の保護レベルごとの参考資料



秘密情報の保護ハンドブック
(漏えい防止レベル)

営業秘密管理指針
(法的保護レベル)

情報の漏えいを未然に防止するための方策については「秘密情報の保護ハンドブック」を、法的保護を受けるためにどの程度の管理が必要なのかは「営業秘密管理指針」を、それぞれ参考にしてくださいね！



【不正競争行為について】
皆さんこんにちは！

今回も、不正競争防止法で“不正競争”と位置づけている行為の詳細について紹介していきます。

今回は第2条第1項第4号～第10号に規定されている不正競争行為についてご紹介します。

本号では、「営業秘密」を不正に取得し、自ら使用し、第三者に開示する行為等を不正競争行為と定めています。

「営業秘密」として法律による保護を受けるためには、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- ①秘密として管理されていること（秘密管理性）
- ②有用な技術上または営業上の情報であること（有用性）
- ③公然と知られていないこと（非公知性）

不競法テキストや逐条解説では、3つの要件や不正競争となる行為の詳細、事例も紹介しており、より理解を深めていただけたと思います。資料はHPからダウンロードいただけます！プロフィール欄にURLを貼っておりますので、そちらからHPをご覧ください。メールで依頼いただければ送付することも可能です。（逐条解説を除く。送付の場合、送料をご負担いただきますのでご了承ください。）

フォローやいいね、いただけましたら担当一同喜びますので、是非宜しくお願いします！
イラスト提供（中国経済産業局 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>）

⑧

要注意！

分かりやすくお伝えするために**非常に簡易なご紹介**となっております。

要件の詳細や、適用除外の詳細は不競法テキストや逐条解説をご確認ください。
(テキスト対象ページ P20～)



不競法テキストや逐条解説では事例も紹介しておりますので、是非ご利用ください。

⑨



不競法テキストや逐条解説、営業秘密管理指針はHPでも公開しています！

送料はかかってしまいますが、郵送※の依頼も受け付けています！お気軽にご相談くださいね。
※逐条解説を除く。

HPへのURLはプロフィール欄を見ておくれ。

引き続き、不正競争行為の詳細について紹介していくぞ。



■ 限定提供データ（第2条第1項第11号～第16号）

①

不正競争防止法

不正競争行為について⑥



～限定提供データの侵害～

みなさん、こんにちは！
今回も、不正競争行為の詳細について
ご紹介していきます！

もういちど花道

②

限定提供データの侵害
(第2条第1項第11号～第16号)



今回は第2条第1項第11号～16号に
規定されている不正競争行為について
ご紹介します！

③

限定提供データ？
こりやまた聞いたことがないのう。



社長！
これから分かりやすく
お伝えしますので大丈夫です！

おお、頼むよ！



④

ライセンス契約で
提供を受けているデータを、
取引先にも共有してしまおう



不競法違反
となる可能性があります！



このデータが「限定提供データ」に
該当した場合、不正競争行為にあたる
可能性があります！

⑤

「限定提供データ」とは、以下の
3つの要件を満たしたもの

- ①業として特定の者に提供すること
- ②電磁的方法により
相当量蓄積されていること
- ③電磁的方法により管理
されていること



上記の3要件を満たせば、
複数社で共有しているデータや
会員サイトで配信されているデータも
限定提供データに該当する可能性があります！

⑥



「限定提供データ」を不正に取得し、
自ら使用し、第三者に開示する行為
等が不正競争となります！

な、なんだか難しいのう。
分かりやすい資料はないのかな。



ありますよ、社長！
「不競法テキスト」や
「限定提供データに関する指針」に
詳しく載っています！

データ利活用に関する資料もご紹介しませぬ！

■ 技術的制限手段（第2条第1項第17号、第18号）

①

不正競争防止法
不正競争行為について⑦
～技術的制限手段～



みなさん、こんにちは！
今回も、不正競争行為の詳細について
ご紹介していきます！

もりの花道

②

技術的制限手段無効化装置の
提供行為等（第2条第1項第17号、第18号）

4. 不正競争防止法の体系（法律の全体構成）

法律の目的（第1条）		不正競争の定義（第2条）	国際的取引に基づく禁止行為
第1条	本法の目的は、不正競争を防止し、公正な競争を確保することである。	不正競争とは、本法第17条第1項第1号から第4号及び第18条第1項第1号から第3号の不正競争行為をいふ。	不正競争行為



今回は第2条第1項第17号、第18号に
規定されている不正競争について
ご紹介します！

③

ぎしゅつてきせいげん・・・？
あまり聞かない言葉じゃのう。



社長！これから分かりやすく
お伝えしますので大丈夫です！



おお、頼むよ！



④

海賊版ゲームソフトで
遊べるようにする装置を
販売してしまおう。

↓

不競法違反
となる可能性があります！



有料放送を無料で見れるようにする
装置も売っちゃダメですよ！

⑤

平成30年改正
で保護強化

ゲームのセーブデータを
代わりに改ざんしてあげる
サービスを提供しよう。

↓

不競法違反
となる可能性があります！



ゲームのレベルやアイテム個数を
改ざんする代行サービスを
提供しちゃダメですよ！

⑥

視聴や情報の処理が**技術的に制限**
されているコンテンツの
当該**技術的制限を無効化する装置や**
プログラム、サービスを提供する行為
が対象です！



う～ん、ソフトを起動させる
不正なシリアルコードの販売
だったらセーフかのう。



いえ、社長！不正なシリアルコードを
ネットを通じて提供する行為も
不競法違反にあたる可能性が
高いです！



⑦

不競法テキスト (P34~)

図を使って解説

複数の事例を紹介

「不競法テキスト」では、
技術的制限手段の構造について図解して
いたり、事例も複数ご紹介しています！

⑧

要注意！

分かりやすくお伝えするために
非常に簡易なご紹介となつて
おります。

要件の詳細や、適用除外の
詳細は不競法テキストや
逐条解説をご確認ください。
(テキスト対象ページ P34~)

不競法テキストや逐条解説では
事例も紹介しておりますので、
是非ご活用ください。

【不正競争行為について】

皆さんこんにちは！

今回も、不正競争防止法で“不正競争”と位置づけている行為の詳細について紹介していきます。

今回は第2条第1項第11号～第16号に規定されている不正競争行為についてご紹介します。

本号では、「限定提供データ」を不正に取得し、自ら使用し、第三者に開示する行為等を不正競争行為と定めています。

「限定提供データ」として法律による保護を受けるためには、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- ①業として特定の者に提供すること（限定提供性）
- ②電磁的方法により相当量蓄積されていること（相当蓄積性）
- ③電磁的方法により管理されていること（電磁的管理性）

不競法テキストや逐条解説では、3つの要件や不正競争となる行為の詳細、事例も紹介しており、より理解を深めていただけたらと思います。

資料はHPからダウンロードいただけます！プロフィール欄にURLを貼っておりますので、そちらからHPをご覧ください。

メールで依頼いただければ送付することも可能です。（逐条解説を除く。送付の場合、送料をご負担いただきますのでご了承ください。）

フォローやいいね、いただけましたら担当一同喜びますので、是非宜しくお願いします！

イラスト提供（中国経済産業局 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>）

■ 誤認惹起表示 (第2条第1項第20号)

①

不正競争防止法

不正競争行為について⑧

～誤認惹起表示～

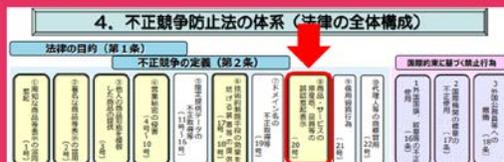


みなさん、こんにちは！
今回も、不正競争行為の詳細について
ご紹介していきます！

もりの花道

②

商品・サービスの原産地、品質等の
誤認惹起表示
(第2条第1項第20号)



今回は第2条第1項第20号に規定されている
不正競争行為についてご紹介します！
※以後、「20号」と表記させていただきます。

③

こんにちはっき・・・
また難しい言葉じゃのう。。。



社長！聞き慣れない言葉だと思
いますが、これから分かりやすく
お伝えしますので大丈夫です！

おお、頼むよ！



④

豚肉を混ぜたひき肉を
「牛100%」と表示して
出荷してしまおう。



不競法違反
となる可能性があります！



ウソの表示をしたり、
誤解を招くような表示はだめですよ！

⑤



商品やその広告等に、その原産地、
品質、内容等について誤認させるよ
うな表示をする行為、又はその表示
した商品を譲渡等する行為が不正競
争となります！

そりゃあウソの表示はいかんだらう。
“〇〇風”や“〇〇タイプ”と書いて
おけば問題無いということじゃな。
すみになんか書いておけば安心じゃ！



ダメですよ、社長！
“〇〇タイプ”等の表示でも、表現方法
によっては不競法違反となる可能性が
あるので悪いことは考えないでくだ
さいね！

⑥

よし！それならわしも1人の消費者
として、あやしい商品を見つけたら
訴えてやるぞ！



社長！不競法は「事業者間」の
公正な競争の確保を目的としてい
るので、通常、一般消費者は20
号違反として民事上の請求ができ
ないのです。

まずは我々が違反しないように気をつけましょう…！

一般消費者の利益の保護を目的
とした法律としては「景品表示法」
があり、不当表示に対する措置命
令等が規定されていますよ！

⑦

要注意！

分かりやすくお伝えするために
非常に簡易なご紹介となっております。

要件の詳細や、適用除外の
詳細は不競法テキストや
逐条解説をご確認ください。
(テキスト対象ページ P42~)



不競法テキストや逐条解説では
事例も紹介しておりますので、
是非ご利用ください。

⑧



不競法テキストや逐条解説は
HPでも公開しています！

送料はかかってしまいますが、
郵送※の依頼も受け付けています！
お気軽にご相談くださいね。

※逐条解説を除く。

HPへのURLは
プロフィール欄を見ておくれ。

引き続き、不正競争行為の詳細
について紹介していきます。



【不正競争行為について】
皆さんこんにちは！

今回も、不正競争防止法で“不正競争”と位置づけている行為の詳細について紹介していきます。

今回は第2条第1項第20号に規定されている不正競争行為についてご紹介します。

本号では、商品やその広告等に、その原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為、又はその表示をした表品を譲渡等する行為を不正競争行為と定めています。

不競法テキストや逐条解説では、不正競争となる行為の詳細、事例も紹介しており、より理解を深めていただけたと思います。
資料はHPからダウンロードいただけます！プロフィール欄にURLを貼っておりますので、そちらからHPをご覧ください。
メールで依頼いただければ送付することも可能です。(逐条解説を除く。送付の場合、送料をご負担いただきますのでご了承ください。)

フォローやいいね、いただけましたら担当一同喜びますので、是非宜しくお願いします！
イラスト提供 (中国経済産業局 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>)

■外国公務員贈賄罪（第18条）

①

不正競争防止法 国際約束に基づく 禁止行為について ～外国公務員贈賄罪～



みなさん、こんにちは！
今回は、国際約束に基づく禁止行為の
詳細についてご紹介していきます！

もういちど花道

②

外国公務員等に対する贈賄行為 （第18条）



今回は第18条に規定されている
外国公務員等に対する贈賄罪
についてご紹介します！

③

贈賄っていろいろを贈ることじゃろ？
不競法違反になるのかのう？



不競法というのはちょっと意外で
すよね！日本の公務員に関する贈
収賄であれば、刑法に規定がある
のですよ。

外国公務員贈賄だけが不競法
違反ということなんじゃな！



④

海外工場の違法操業を
見逃してもらうために、
現地の公務員にお金を渡そう

不競法違反

で処罰される可能性があります！



実際にお金を支払った従業員だけで
なく、日本の本社を処罰する規定も
あるんですよ！

（法人両罰：不競法第22条）

「従業員が勝手にやったんだ」なんて言い訳は出来ませんよ～！

⑤

あの国じゃあみんな税関に賄賂渡して
るらしいから、ウチも渡さんとな。



そうですね、社長！海外展開の必要経費
みたいなもんですよ。

軽い気持ちでお金を渡してしまうと・・・

- ✓ 贈賄を行った社員に懲役刑
- ✓ 法人に対しても罰金刑



⑥

要注意！

分かりやすくお伝えするために
非常に簡易なご紹介となっ
ております。

外国公務員贈賄罪の構成要件、
防止のための対策等、詳細は
不競法テキストやパンフレットを
ご確認ください。

（テキスト対象ページ P.52～）



「外国公務員贈賄防止指針」、
「贈賄防止パンフレット」(→)
もHPで公開・配布しておりま
すのでご参照ください。



⑦



不競法テキストや逐条解説は
HPでも公開しています！

送料はかかってしまいますが、
郵送※の依頼も受け付けています！
お気軽にご相談くださいね。
※逐条解説を除く。

HPへのURLは
プロフィール欄を見ておくれ。
引き続き、不競法関連情報を
発信していくぞ。

コメント欄

【国際約束に基づく禁止行為について】

皆さんこんにちは！

今回は、不正競争防止法で国際約束に基づく禁止行為として定められている行為の詳細について紹介します。

今回は第18条に規定されている禁止行為についてご紹介します。

本条では、外国公務員に対し、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等をするを禁止しています。

不競法テキストや逐条解説では、禁止行為の詳細、事例も紹介しており、より理解を深めていただけたらと思います。

資料はHPからダウンロードいただけます！プロフィール欄にURLを貼っておりますので、そちらからHPをご覧ください。

メールで依頼いただければ送付することも可能です。（逐条解説を除く。送付の場合、送料をご負担いただきますのでご了承ください。）

フォローやいいね、いただけましたら担当一同喜びますので、是非宜しくお願いします！

イラスト提供（中国経済産業局 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>）

■ 知的資産経営

①

企業のリーダーにも
知って欲しい！

「知的資産経営」
のご紹介



みなさん、こんにちは！
今回は、不競法からちょっと離れて、
「知的資産経営」をご紹介します！

④

知的資産経営とは、

「知的資産」を認識し、
知的資産の活用を通じて
収益につなげる経営

予測困難な環境変化に対して、
経営者だけではなく、**企業のリーダーにも**
知っておいて欲しい考え方なんじゃな！

わしが知っていれば良い、というものではないということじゃ。



②

おおよそ、今回は資産の話？
「知的資産」って聞いたことない
なあ…

知的財産とは違うのかね？



社長！知的資産を活用すると、
**企業価値の増大、資金調達、
モチベーションUPに**
つながります！

おお、すごいう！



⑤

知的資産経営へのステップ

自社の強みをしっかりと認識

どのように収益につながるかをまとめる

経営方針を明確にし、目標を特定

報告書としてまとめる

知的資産経営の実践



知的資産を**自社の強み**として将来の
価値創造につなげることが大切です。

③

知的資産とは、
目に見えにくい経営資源

【知的資産】

人材、組織力、顧客とのネットワーク、技能等

【知的財産】

データ、営業秘密、ノウハウ等

【知的財産権】

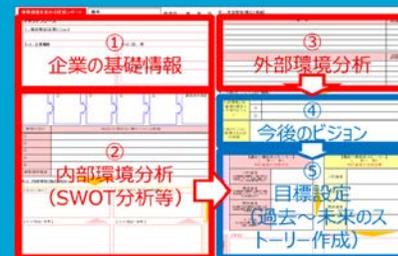
特許権、実用新案権、
著作権等



特許やデータを含む「知的財産」よりも、
広い概念で捉えることが特徴です。

⑥

ツールの活用



事業価値を高める経営レポート



まずは経営レポートを埋めながら
考えていくこともおすすめです。

⑦

知的資産経営を開示する意義
 自社の優位性をきちんと伝え、
 真の価値を知ってもらうことが重要

様々なステークホルダーへ認知してもらうことが大切！

顧客 ユーザー	投資家 金融機関
取引先 潜在取引先	従業員 就職希望者

知財室HPでも**250社以上**の
 知的資産経営報告書を紹介しています。

⑧

知的資産経営の詳細は、
 知財室HPでも公開しています！

毎年11月には、関連セミナーが
 集まる強化月間(知的資産経営
 WEEK)があります！

「知的資産経営ポータル」で
 検索してください。

⑨

要注意！

分かりやすくお伝えするために
非常に簡易なご紹介となつて
 おります。

詳細は、知財室HP掲載の
 マニュアルや事例、支援団体の
 HPなどをご確認ください。

少しでも興味を持っていただけましたら、
 「フォロー」や「いいね」
 をよろしくお願いします！

コメント欄

みなさんこんにちは！

今回は、「知的資産」や「知的資産経営」という考え方を紹介いたします。

「知的資産」は、特許やデータを含む知的財産よりも広く、人材やネットワークを含む概念です。

「知的資産経営」は、知的資産を把握し、自社の強みを活かすことで収益につなげる経営を指します。

また、知的資産経営を知的資産経営報告書としてまとめ、開示することで、将来価値に対する確度や企業の信頼を高めることにより、幅広い投資家や金融機関からの評価を得て、資金調達が有利になります。

加えて、従業員の仕事が自社の将来価値にどのように寄与するかが明確になるため、モチベーションが向上します。

知的資産経営を考えるにあたり、当室ではマニュアルやフォーマットを作成しております。

マニュアル等は、知的資産経営ポータルからダウンロードいただけます！

フォローやいいね、いただけましたら担当一同喜びますので、是非よろしくお願いします！

イラスト提供（中国経済産業局 <https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>）